

# 「南島原市子ども・子育て支援事業計画」構成内容（案）

## 第 1 章 計画の概要

### 1 計画策定の背景と趣旨

- 平成 2 年の 1.57 ショック…少子化問題がクローズアップ
- 平成 6 年 12 月のエンゼルプラン策定以降、様々な施策実施
- 平成 17 年 3 月「次世代育成支援行動計画」策定
- 平成 22 年 3 月「次世代育成支援後期行動計画」策定
- 平成 22 年 1 月「子ども・子育てビジョン」…少子化対策から子ども子育て支援へ
- 平成 24 年 8 月「子ども・子育て関連 3 法」成立
- 平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」の本格施行
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要

### 2 計画の性格と位置づけ

- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる計画
- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、市の上位計画である「南島原市総合計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性

### 3 計画の期間

平成 27～31 年度の 5 年間

### 4 計画の基本理念と基本目標

「南島原市次世代育成支援地域行動計画」の基本理念や、国の「基本指針の概ねの案」における「子ども・子育て支援の意義」等を踏まえ、検討。

【参考：「南島原市次世代育成支援地域行動計画」の基本理念】

地域の人の優しさに見守られながら、心身ともに健やかな子どもが育つまち

### 5 計画の策定体制

- 南島原市子ども・子育て会議の設置
- アンケート調査の実施
- 事業者ヒアリングの実施
- パブリックコメントの実施

## 第2章 南島原市の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 人口等の推移

- 人口の推移（総人口、年齢3区分別人口、自然動態等）
- 婚姻・離婚件数の推移
- 未婚率の推移
- 世帯数の推移

### 2 就労環境

- 年齢階層別労働力率
- 保護者の就労状況
- 育児休業制度等の利用状況

### 3 子育て支援サービス等の現状

- 教育・保育
- 子育て支援地域拠点事業
- 母子保健事業 など

## 第3章 計画の内容

### 1 教育・保育提供区域の設定

#### ※考え方

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定める。

その際、「教育・保育提供区域」は、教育・保育施設や地域型保育事業の認可の際に行われる「需給調整」の判断基準となることを踏まえて設定する。

### 2 各年度における教育・保育の「量の見込み」及び提供体制の確保

#### ※考え方

子ども・保護者の教育・保育の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設、地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定する。

平成 29 年度末までに供給不足解消を目指し、確保内容を設定する。

【設定イメージ】（数値はダミー）

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		50	190	500	50	190	500	50	190	500
②確保の方策	教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・ 保育所)	45	160	430	50	180	460	50	190	480
	地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保 育、居宅訪問型保育、事 業所内保育)			10			10			20
②-①		▲ 5	▲ 30	▲ 60	0	▲ 10	▲ 30	0	0	0

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

※考え方

子ども・保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を定める。

【地域子ども・子育て支援事業】

- 利用者支援
- 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 時間外保育事業
- 子育て短期支援事業
- 養育支援訪問事業等
- 一時預かり事業
- 妊婦健診事業

【設定イメージ】（数値はダミー） ※各事業ごとに記載

事業	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域子ども・子育て支援拠点事業	①量の見込み	300人日(1箇所)	300人日(1箇所)	300人日(1箇所)
	②確保の内容	225人日(1箇所)	260人日(1箇所)	300人日(1箇所)
	②-①		▲ 75	▲ 40
放課後児童健全育成事業	①量の見込み	250人(3箇所)	250人(3箇所)	250人(3箇所)
	②確保の内容	230人(3箇所)	250人(3箇所)	250人(3箇所)
	②-①		▲ 20	0

- 4 **子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保**
  - 認定こども園の普及に係る基本的な考え方を定める。
  - 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方や推進方策、また、教育・保育施設や地域型保育事業者などの相互の連携や、小学校等との連携の推進方策を定める。
  
- 5 **安全・安心な妊娠・出産・子育てと子どもの健やかな成長に向けた取り組み**
  - 母子保健事業の取り組みについて定める。
  
- 6 **仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み**
  - 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報、啓発等の施策について定める。
  
- 7 **産後の休業及び育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保**
  - 産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるようにするための方策を定める。
  
- 8 **子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携**
  - (1) 社会的養護体制の充実
  - (2) 児童虐待防止策の充実
  - (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
  - (4) 障害児施策の充実等

## 第4章 計画実現のために

- 1 **計画の推進体制**
  - 市民・事業者・市それぞれの役割・責務
  
- 2 **進捗状況の点検と評価・公表**
  - 毎年度進捗状況を把握・点検
  - 子ども・子育て会議で進捗状況进行评估
  - 市ホームページ上で進捗状況とその評価を公表